

■こども家庭ソーシャルワーカーをめざす皆様（受講を希望される方）へ 【よくあるご質問】

「こども家庭ソーシャルワーカー」認定資格にご関心をおもちくださり誠にありがとうございます。
現在、個別のお問合せがたいへん多くなっており、順次ご連絡をしておりますが、お待たせすることがある状況です。

資格に関する最新情報は随時、「こども家庭ソーシャルワーカー認定資格特設サイト」（以下「特設サイト」）。<https://kodomo.jswc.or.jp/>でご案内いたしますので、ぜひご覧ください。

また、よくあるご質問については、以下のようにご案内しておりますので、事務局へのお問合せの前にご確認いただけますようお願いいたします。

●自分の資格や経験は受講要件にあてはまるか

現在ご確認いただけますのは、特設サイトの「研修の受講要件」ページ（<https://kodomo.jswc.or.jp/examinee/training>）に記載されている内容と、要件に関するこども家庭庁局長通知のみであり、これ以上の情報はありません。

恐縮ですが、当センターでは、個人様から直接、受講要件の確認のご連絡をいただいても、お答えできません。

具体的には、今後、研修をお申し込みいただく際、研修実施機関への手続きの過程で、研修実施機関から当センターへ確認をされることになっております。

※こども家庭庁からの要件に関する通知は、この一番下にリンクがありますので、そちらからご確認ください。

●自分ほどの研修を受けることが必要なのか

お一人お一人状況が異なることから、特設サイトの「資格取得までのルート」（<https://kodomo.jswc.or.jp/examinee>）をご参照ください。

●研修の申し込みはいつからできるか

こども家庭ソーシャルワーカーを取得するための研修は、それらの研修の実施を希望する団体が、当センターに研修の認定申請を提出し、センターから認定されることが必要です。

しかし、本日現在で、まだ認定された研修はありませんので、研修の申し込みはまだできません。

研修の認定は、早くとも5月上旬となる見込みです。そのため、研修の受講者募集は、さらにその後になります（具体的な受講者募集の時期は、研修実施機関が設定されます）。

今後、各研修実施機関が募集を開始しましたら、その募集期間中にお申し込みください。

今後、当センターが認定した研修は、特設サイトに掲載しますので、ご参照ください。

●研修の申し込みはどのようにするのか

こども家庭ソーシャルワーカーの取得に必要な研修は、全て研修管理システムからお申し込みをいただきます。また、研修のお申し込みの前には、研修管理システムからID登録をしていただくことが必要です。

今後、準備ができ次第、特設サイトの「研修について」>「研修受講の流れ」>「研修管理システム」から、ID登録をすることができます。（現在はシステム構築中です）研修管理システムのID登録が完了すると、研修管理システムから、指定研修等を申し込むことができます。

なお、指定研修等の申込みをされる際には、同時に受講要件の確認も行われます。受講要件を満たさないと研修を受講することができません。

●研修はどこが行っているか

認定された研修とその研修を実施する研修実施機関は、まだ決まっていません。今後決まり次第、特設サイトに掲載します。

●費用はどのくらいかかるのか

研修受講料は研修実施機関がそれぞれに決めます。研修実施機関からの情報をお待ちください。

●研修の内容（時間数、研修の実施方法（対面／オンデマンド／オンライン・ライブなど）はどこで分かるのか

認定基準としての研修の時間数などは、特設サイトの「研修の受講要件」のページで確認していただけます。実際の研修時間数や研修の実施方法は、研修実施機関からの情報をお待ちください。

●最新情報はどのようにしたら知ることができるか？センターからの通知をもらうことはできるか？

最新情報は、随時「こども家庭ソーシャルワーカー認定資格特設サイト」<https://kodomo.jswc.or.jp/>を更新してお知らせします。

大変恐れ入りますが、個別に通知等によるご案内はしておりません。

●研修や試験のスケジュールは？

2024（令和6）年度は、以下のようなスケジュールを想定（見込み）しています。

4月～5月：研修認定申請受付を認定

5月～6月：認定した研修および実施機関を特設サイトに順次掲載

夏以降：各研修実施機関にて、研修開始

秋以降：試験の受験申込受付開始

2025年2月または3月：試験実施（参集にて1日）

※試験の実施日から起算し、数週間で合否連絡・資格者登録開始の予定です。

★上記の記載は、2024年4月現在における予定です。今後、最新情報は随時特設サイトにてお知らせします。

★上記以外のご不明点は、特設サイトのお問い合わせフォームからお問い合わせください。

★こども家庭庁局長通知「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」（令和6年3月18日）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/a0a11ce4/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_44.pdf

2024年4月4日

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター

<https://kodomo.jswc.or.jp/>